

1) レベル6の概要

《選定における基本的な考え方》

- レベル6の申請資格は、本制度のキャリア・アップの主旨からレベル5の段位を有するものとする。レベル6の人物像は、「自身の活動や取組が地域に根差して持続・成長・波及をもたらすとともに、その成功をもって次世代への継承を促し、当該領域において広く認知されるなど、本制度の最高段位者としてふさわしい人物」とする。
- 活動や取組の波及効果・後続育成は、公開情報等で客観的に把握できる明確な実績をもとに確認を行うものとし、審査時に改めてエビデンスの取り寄せが必要となるような詳細な資料作成や提出は求めない。
- 審査方法は、他のプロレベル同様、事前の書類審査をもとにした面談審査を行うが、選定基準と評価指標はレベル6の独自項目を用いるものとする。
- 認定審査は、他のプロレベルとは異なり、レベル認定委員全員が審査員となり実施する。

《選定基準と指標について》

- 1. 理念とビジョン：当該領域に係る高い志と理念とビジョンをもって活動していること。**
 - 理念やビジョンなど、レベル6人物像にふさわしいと判断できるものを、自らのホームページや執筆物などで確認できる。
- 2. 持続と成長：地域に根差した事業に継続的に関わり、自らがプロデュースした事業が成長拡大していること。**
 - 自らが主体的に手掛けた事業に対して5年以上継続して関与している。
- 3. 波及効果：波及的な効果をもたらしていること。**
 - 自らがプロデュースした事業が、地域活性化につながる新たな活動や事業として創出され、かつ広域的に拡大しているなど、波及効果が確認できる。
- 4. 後続育成：後続の育成に取り組んでいること。**
 - 後継者や継承者などを育成することに加え、それら自らの活動や取組に影響を受けた者が次世代のプロとして実績を上げている。
- 5. 次の展開：新たな事業展開の構想を持っていること。**
 - 5年後程度の新たなビジネスモデルを構築・構想し、それに向けた具体的な取り組みに着手している。

2) レベル6の人物像

これまでの中核的な議論

【人物像について】

- 食Pro.制度で掲げている目指すべき人物像は既知のとおり
- これに対しレベル6は、従前の「ものづくり」「もの売り」ができる、そのための知識を有している人ではない。
- 変化する食や農を取り巻く環境の中、更に新たな領域にトライし、そのビジョンを示してきた実績を有する人材である。
- 「選定基準と指標について」で記されている「5. 次の展開：新たな事業展開の構想を持っていること。指標：5年後程度の新たなビジネスモデルの構築、それに向けた具体的な取り組みに着手している。」の視点は、本制度が求める最高段位『レベル6』の姿である。
- 例えば、食や農を基盤に、福祉など将来我が国における喫緊の課題領域との連携による、新たなビジョン提示とその成功実績などを有する人材かもしれない。
- 更に言えば、そのような新たなビジョンを社会に提示するとともに、政策提言などの発言力、実施するためのアイデアと工夫を持つ人材ではないか。

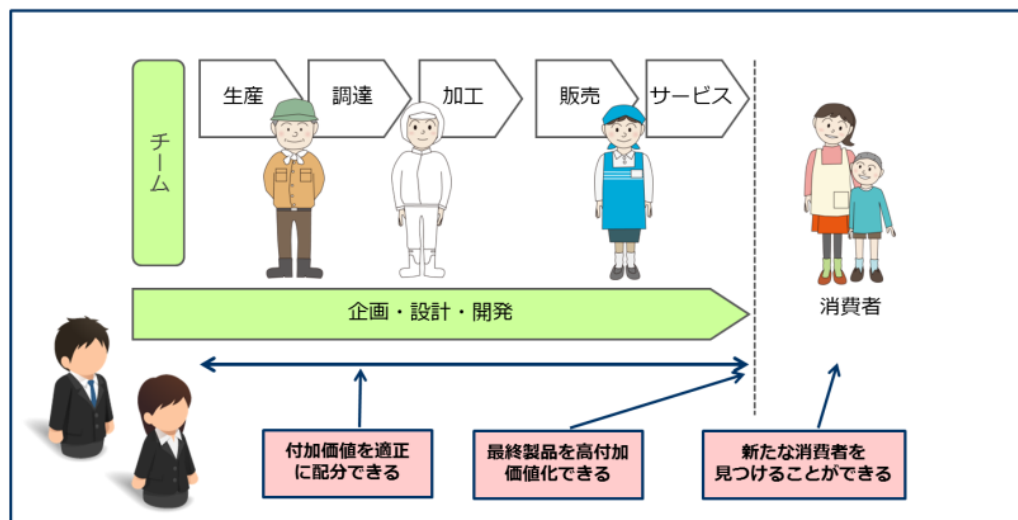
【認定方法について】

- 本制度の主旨を鑑みて、レベル6から横入りするのではなく、レベル5からキャリアアップする人材を対象に認定するものとした。
- 審査方法については、本制度において認定・認証を分掌するレベル認定委員会において審査し認定する。

【レベル1～5で示してきた食Pro.の目指すべき人物像】

食Pro.
目指すべき
人材像とは

農林水産物を高付加価値化する事業の企画に携わり、市場開拓を先導するとともに、参画する主体間の利害関係を調整し、適正な付加価値配分を行うことができ、異業種横断でプロジェクトを組成・管理し、実績を上げることができる人材。



レベル6の人物モデルは、自身の活動や取組が地域に根差して持続・成長・波及をもたらすとともに、その成功をもって次世代への継承促し、当該領域において広く認知されるなど、本制度の最高段位者としてふさわしい人物。

3) レベル6の運用方法

《募集・受付》

- 募集・受付は年1回で締切日を設定し、審査はレベル認定委員会開催のタイミングで実施する。
- 前述の選定基準1～5について記載していただき（文字数制限は各項目400字）、事前に申請書と実績記入シートを提出。
- 期日までの書類提出と事前入金をもって正式な申込みとする。審査手数料は、55,000円/回とする。
- 募集・受付に係るその他の手続きなどは、現行のレベル認定申請と同様。

《審査》

- 事務局にて書類確認を行った後、審査員に事前送付し、事前審査結果を事務局に送付してもらう。
- 現行のプロレベルの面接審査と同様の構成により評価する。具体的には申請書の構成に従い、30分間プレゼン、60分間質疑応答により評価する。
- 認定審査はレベル認定委員会の委員とし、審査員2名以上により採点する。

《認定》

- 審査員であるレベル認定委員会の委員による評点の平均値をもって認定する。
- 5項目各4点の合計20点満点で、8割以上（16点以上）を認定とする。
- 合計点が8割未満（16点未満）もしくは、各項目のいずれかで6割未満（平均値で2.4点未満/4点）が生じた場合は不合格とする。
- 評点の最高点と最低点の審査員によりフィードバック・レポートのコメント欄に記載する。

《結果通知》

- 事務局よりレベル認定委員会の結果とフィードバックレポートを送付する。
- レベル認定委員会での認定結果を本人に通知する。

4) 申請・審査基準体系

申請	審査方法	備考
申請書（①～③のセット） ①略歴書 ②コメント記入シート 評価項目1～5に関して自らの取り組みなど記入。 ③実績記入シート 評価項目2に関する実績を記述。 （評価項目4に関する実績は申請書内に記述） ※上記①～③は提出が必須。	○レベル認定委員会の委員長及び委員をレベル6 認定の審査員とし書類審査を行う。 ○審査員は書類に記載された内容をもとに、評価指標ごとに下記の尺度で評価判定を行う。 〔4段階評価の尺度〕 1. 納得感がある 2. まあまあ納得感がある 3. あまり納得感はない 4. 納得感はない ※「2.持続と成長」「4. 後続育成」は実績を基に評価判定を行う。 →詳細は次ページ参照。 ○審査員は、各評価指標ごとに上記の4段階の尺度を認定審査シートに記入し、コメントをつけて事務局に提出する。	* 申請者がレベル認定委員の場合、レベル6認定の審査員から該当回のみ除外する。
上記「申請書」の①～③加え、下記の資料を審査当日に持ち込むこと ④実績のエビデンス 「③」に伴う数値的な根拠を整理した資料 ⑤プレゼン資料 「②」「③」について面接審査で使用するプレゼンテーション資料（※資料の形式や書式の種別は自由）	○審査員による面接審査（90分） ①受験者によるプレゼンテーション（30分） ②評価基準、評価指標に基づいた質疑・応答（60分） ○審査員はプレゼンテーションと質疑・応答の内容をもとに、評価指標ごとに評価判定を見直し確定する。 ※「2.持続と成長」「4. 後続育成」は評価指標ごとに実績を基にした尺度で評価判定を行う。→詳細は次ページ参照。 ○審査員は、各評価指標ごとに上記の4段階の尺度を認定審査シートに記入し、コメントをつけて事務局に提出する。	* 「2.持続と成長」は自らの関与した事業実績のエビデンスを提出。 * 「4. 後続育成」のうち、育成者数は後継者の人数を、後継者実績については、代表的な取組内容とその売上実績を申請書に記載。 関連する内容が確認できる公開情報を併せて記載。

4) 申請・審査基準体系

評価基準	評価指標	4段階評価の尺度
持続と成長 〔地域に根差した事業に継続的に関わり、自らがプロデュースした事業が成長拡大していること〕	自らが主体的に手掛けた事業に対する継続的な関与と事業の成長	〔4段階評価の尺度〕 1. 自主的に5年以上継続関与し、売上増 2. 間接的に5年以上継続関与し、売上増 もしくは 自主的に5年以上継続関与し、売上は横ばい程度 3. 要請などに基づき必要に応じて断続的に継続関与し、売上増 4. 上記1～3を下回るレベル
後続育成 〔後継者や継承者などを育成することに加え、それら自らの活動や取組に影響を受けた者が次世代のプロとして実績を上げている〕	後継者や継承者の育成と成長	〔4段階評価の尺度〕 1. 複数名育成し、後継者の事業も成長（売上増） 2. 1名育成し、その後継者がプロとして事業活動開始 3. 実績はないが育成できる可能性（予定）がある 4. 育成できそうにない